

子育て中のパパ・ママを応援します!!

こんなとき 利用してみませんか?

今日は
残業になりそう...

でも仕事を抜けられない!
誰か保育園に迎えに
行ってくれないかなあ。

熱は下がったけど、
まだ保育園はねえ。

仕事も休めないし、困ったなあ。

今日は
体調が悪いわ...

自分が病院に行く間、子どもを
預かってくれる人はいないかなあ。

明日は上の子の
参観日だけど、
下の子を連れて
いくのはちょっと...

美容院に
行きたいなあ...
その時間だけ子どもを
みてもらえたらなあ。

天草市ファミリーサポートセンター

天草市社会福祉協議会 本所 ☎32-2552

お申し込み／お問い合わせは社協各支所へお気軽にどうぞ

本渡支所 ☎24-0100

倉岳支所 ☎64-3895

天草支所 ☎42-0678

牛深支所 ☎72-2904

栖本支所 ☎66-3367

河浦支所 ☎76-1401

有明支所 ☎53-0110

新和支所 ☎46-3770

御所浦支所 ☎67-3782

五和支所 ☎32-1076

この事業は、天草市からの委託を受けて実施しています。(天草市子育て支援課)



ファミリー・サポート・センターとは

子育て中のお父さん・お母さんが安心して仕事ができる環境づくり、地域で支えあいながら子育てができるよう、「依頼会員（子どもさんを預けたい方）」、「協力会員（子どもさんを預かり子育てを応援してくださる方）」を会員制として組織し、天草市全域で活動を行っています。

01 依頼会員登録

センターの仕組みを説明し、お手伝いしてほしい内容などをお聞きします。

登録は、お住まいの地域の支所で行います。

02 依頼の申し込み

依頼する日時が決まったら支所に申し込みます。

03 協力会員の紹介

支所では依頼内容にあった協力会員をご紹介します、事前打ち合わせの日程を調整します。

04 事前打ち合わせ

依頼会員と協力会員がお手伝いしてほしい内容について、お子さんと一緒に打ち合わせします。

職員が同席します。

05 援助活動開始

協力会員は打ち合わせ内容にそって協力会員の自宅等で子どもさんを預かります。

06 利用料金のお支払い

協力会員は活動報告書を記入し、支所へ提出します。依頼会員は翌月、請求書が届き次第、支所へ利用料を支払います。

依頼会員（子どもさんを預けたい方）とは…

- ・天草市に居住または勤務し、生後6ヶ月以上の乳幼児から小学校6年生までのお子さんのいる家庭

協力会員（子どもさんを預かる方）とは…

- ・天草市内に居住し、自宅で子どもを預かれる方
- ・心身共に健康で、子どもが好きな方
- ・センターが実施する講習会を受講していただける方

利用料金

区 分	利用時間	依頼会員利用料金 (1時間あたり)	(①～⑥の世帯)
通 常	月曜日～金曜日 午前7時から午後8時まで	300円	100円
	月曜日～金曜日 午後8時から午後10時まで	350円	100円
	土曜日・日曜日及び祝日 午前7時から午後10時まで	350円	100円
病後児	月曜日～金曜日 午前8時から午後6時まで	450円	200円

※食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代、交通費等は依頼会員の実費となります。

減免対象の世帯

- ①生活保護世帯 生活保護を受給されている世帯
- ②住民税非課税世帯 会員となっている方の世帯が非課税
- ③児童扶養手当受給水準の世帯（ひとり親家庭等）
- ④ダブルケア負担の世帯 子育てと親等の介護を同時に行っている世帯

- ⑤障がいのある子どもがいる世帯
- ⑥多胎児のいる世帯 双子や三つ子などがある世帯

※詳しくは、おたずねください。

保 険

活動中の事故に備えて、(財)女性労働協会を保険契約者とする地域子育て支援補償保険に一括して加入します。

注意事項

- ・原則として、子どもさんを預かるのは協力会員宅（場所については、双方で決めることも可能）です。援助活動には、家事や宿泊は伴いません。
- ・お子さんが病気の時は、預かりはできません。但し病気の回復後は、病後児預かりができます（条件あり）。

協力会員募集中！／子育て中のお父さん・お母さんをサポートするために協力会員になってみませんか？